

## 令和5年度後期授業料免除 【災害等による特別な理由及び特別措置】について

このことについて、申請を希望する学生は、**下記「1.免除の対象」のとおり自らが対象となるかを確認**の上、学生課学生係(gakusei@jimu.nara-k.ac.jp)へメールにて連絡してください。申請書類を配付または郵送(夏季休業期間中)しますので、同封している授業料免除申請要項に記載のある**期限までに必要書類を提出してください**。なお、期限後に家庭事情の急激な変化等で授業料納付が困難になった場合は、学生係に申し出てください。

### 記

#### 1. 免除の対象

**本科4・5年生、専攻科生で、次の(1)または(2)に該当する学生**

##### (1) 災害等の特別な事情による場合

次の①又は②に該当する特別な事情により、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

①授業料の各期の納付期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等(新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変<sup>※1</sup>を含む)の災害を受けた場合

②①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

##### (2) 授業料免除における特別措置による場合

①～②に該当する事情があり、かつ、経済的理由によって授業料の納付が困難<sup>※2</sup>であると認められる者

①授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があり、かつ、経済的理由によって授業料の納付が困難<sup>※2</sup>であると認められる者

②その他授業料を免除することが相当と認められ理由がある場合

#### ※1 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

- ・国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は高等教育の修学支援新制度の例に準ずる)の提出ができる場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっている場合
- ・事由発生後の所得が高専機構の通常の授業料免除制度の基準範囲内となる場合

※2「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます

#### 2. 免除実施額

後期分授業料の全額または半額

#### 3. 申請書類配付期間 令和5年7月18日(火)～10月4日(水)

#### 4. 注意事項

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・後期に申請していても、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、後期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・後期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

以上